

通商産業省組織規程抜粹
分室に關係のある部分だけを左に掲げる。

(分室)

第四百條 通商産業局の分室は、通商産業局の所掌事務の一部を分掌する。
第四百五條 通商産業局の分室の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌通商産業局室蘭分室	室蘭市	室蘭市、胆振支廳、日高支廳
札幌通商産業局小樽分室	小樽市	小樽市、後志支廳
札幌通商産業局旭川分室	旭川市	旭川市、留萌市、上川支廳、宗谷支廳
札幌通商産業局北見分室	北見市	留萌支廳、網走市、網走支廳
札幌通商産業局釧路分室	釧路市	釧路市、釧路國支廳、根室支廳
仙台通商産業局仙台分室	仙台市	宮城縣
仙台通商産業局盛岡分室	盛岡市	岩手縣
仙台通商産業局青森分室	青森市	青森縣
仙台通商産業局秋田分室	秋田市	秋田縣
仙台通商産業局山形分室	山形市	山形縣
仙台通商産業局福島分室	福島市	福島縣
東京通商産業局東京分室	東京市	東京市
東京通商産業局神奈川分室	横浜市	神奈川縣
東京通商産業局埼玉分室	大宮市	埼玉縣
東京通商産業局千葉分室	千葉市	千葉縣
東京通商産業局茨城分室	水戸市	茨城縣
東京通商産業局栃木分室	宇都宮市	栃木縣
東京通商産業局群馬分室	前橋市	群馬縣
東京通商産業局山梨分室	甲府市	山梨縣
東京通商産業局長野分室	長野市	長野縣
東京通商産業局新潟分室	新潟市	新潟縣
東京通商産業局静岡分室	静岡市	静岡縣

名古屋通商産業局愛知分室	名古屋市	愛知縣
名古屋通商産業局三重分室	津市	三重縣
名古屋通商産業局岐阜分室	岐阜市	岐阜縣
名古屋通商産業局 ^{富山} 北陸分室	富山市	富山縣
名古屋通商産業局石川分室	金澤市	石川縣
大阪通商産業局大阪分室	大阪市	大阪府
大阪通商産業局神戸分室	神戸市	兵庫縣
大阪通商産業局京都分室	京都市	京都府
大阪通商産業局奈良分室	奈良市	奈良縣
大阪通商産業局大津分室	大津市	滋賀縣
大阪通商産業局和歌山分室	和歌山市	和歌山縣
大阪通商産業局福井分室	福井市	福井縣
廣島通商産業局鳥取分室	鳥取市	鳥取縣
廣島通商産業局松江分室	松江市	島根縣
廣島通商産業局岡山分室	岡山市	岡山縣
廣島通商産業局廣島分室	廣島市	廣島縣
廣島通商産業局山口分室	小口市	山口縣
四國通商産業局高松分室	高松市	香川縣
四國通商産業局松山分室	松山市	愛媛縣
四國通商産業局高知分室	高知市	高知縣
四國通商産業局徳島分室	徳島市	徳島縣
福岡通商産業局福岡分室	福岡市	福岡縣
福岡通商産業局長崎分室	長崎市	長崎縣
福岡通商産業局熊本分室	熊本市	熊本縣
福岡通商産業局佐賀分室	佐賀市	佐賀縣
福岡通商産業局鹿兒島分室	鹿兒島市	鹿兒島縣
福岡通商産業局宮崎分室	宮崎市	宮崎縣
福岡通商産業局大分分室	大分市	大分縣

第百六條 通商産業局の分室の内部組織の細目は、通商産業局長が定める。

分室の組織規程は、各地方によつて個別に定めることになつていたので、ここに一例として
東京通商産業局東京分室の所掌事務の抜萃をあげることにする。

東京通商産業局東京分室

課 名 分 掌 事 務

総務課

- 一 所内の総合事務に關すること。
 - 二 文書の收發及び官印の管守に關すること。
 - 三 人事、會計、用度、厚生その他庶務に關すること。
 - 四 割当公文書の發券に關すること。
 - 五 中小商工業に關すること。
 - 六 臨時建築制限規則の施行に關すること。
 - 七 他課の所掌に屬しない事務に關すること。
- 調整課
- 一 資材の総合調整に關すること。
 - 二 輸送に關すること。
 - 三 調整及び統計に關すること。

産業労働課

燃料課

纖維化学課

雜貨課

機械金屬課

- 一 労働及び勞務物資に關すること。
 - 一 石炭、コークス及び石油製品の配給に關すること。
 - 二 熱管理に關すること。
 - 一 纖維工業品に關すること。
 - 二 化学工業品に關すること。
 - 一 雜貨工業品に關すること。
 - 一 機械工業品に關すること。
 - 二 金屬工業品に關すること。
- 出張所長は、局長の承認を受けて、各課に所要の係を置くことが出来る。
- 出張所長は、特に必要あるときは、局長の承認を受けて、課の所掌事務の一部を變更することが出来る。